

東海村将棋連盟(A・B) 規約(総則)

'17.7.27 (秋葉)(西野)

第一条:名称及び事務局

本会は、東海村将棋連盟(A・B)の会員から構成する団体を総称して称し、事務局は事務局長宅におく。

第二条:目的

本会は、将棋の好きな愛好者が 毎週、対局できる場を形成し、親密な連携強調を図り、より高度な技術レベルを目指すと共に、各人の情報交換の場とすることを、目的とする。

第三条:役員と任務

本連盟は、その目的を達成するために、下記、役員をおく。

- 1) 理事長:本会を代表し、会務を統制する。(必要に応じ、次期、理事長として、副理事長をおく。)
- 2) 事務局長:本会の計画・推進事務および、会計を掌握する。(必要に応じ、副幹事長をおく。)
- 3) 理事:本会の計画・推進を図る。
- 4) 監査(会計監査):本連盟の会計事務を監査する。

第四条:運営

本会は、第二条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 月例会を 1回/月、原則として、毎月第1週の土曜日に、中丸コミセンにて。
又、第2、3、4の土曜日は、連盟内将棋会を行ない 月末の土曜日は、交流将棋会を行なう。
2. 適時、役員・幹事会を計画し、各種運営上の行事計画を練ったり、実行行事の反省を行い、次回に生かす。
3. 対外親善活動を 積極的に計画・参加し、部員の棋力向上を図る。
4. 会員の、棋力向上に対する適正評価を 通年の大会実績で測定し、幹事会で審議し、年1回、昇段・降級を行う。
5. 月例・将棋会の進め方:
 - ① 当日の参加が、A, Bのどちらか、少なくとも、6名以上の時は、A, Bクラス別の推進とする。
 - ② 6名以下の場合は、A,B合同の駒落ち将棋会を行なう。

第五条:会計

1. 会費は、年間 ①月例会のみ参加は2000円とし、②月例会以外の参加は¥1000とする。
途中入会の場合は、残月数を換算して、会費とする。
2. 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌3月末に終わる。会計報告を年1回、行う。
3. 行事連絡、他の連盟活動のため、役員(理事長、事務局長、他)にガソリン代、他の活動費を支給する。
理事長¥3000 副理事長、事務局長¥2000 会場予約理事¥3000 その他、理事¥1500を基本とする。
但し、連盟収支状況(赤字など)によっては、理事長判断で、額の調整ができる。
4. 公民館や、学童クラブ、文化協会などから、将棋教室での講師手当やガソリン代を受領した場合は、全て、講師に支払う。又、理事長判断で、講師手当の補助ができる。

(学童から、ボランティア要請があったような場合)

第六条:部員の資格と入脱会

本連盟は、将棋の好きな人なら、年齢、性別に関係なく、入会できる。
又、随時、入脱会が出来る。

内容改定の履歴

- 1) '06. 5. 28 : 総会にて、会則を承認・作成
- 2) '07. 1. 6 : 指し始め会にて、見直しメンテナンス。
- 3) '12. 3. 31 : 月例将棋会の進めかた(第4-5条)を見直し、修正
- 4) '12. 4. 27 : 将棋連盟(A・B)を 東海村将棋連盟(A・B)に 改正する。
- 5) '15.3. 6 : 役員活動費(ガソリン代、通信費、他)金額の見直し変更。
- 6) '17.7.27:途中入会の会費徴収法明記と将棋教室の講師手当の扱い法。